

用地調査点検等技術業務費積算基準について

令和8年4月1日

県土整備部が所掌する公共工事に必要な土地等の取得等に伴う調査、補償金額の算定等業務に係る成果物の点検・調製確認等（用地調査点検等技術業務）を請負又は委託に付す場合の業務費を積算するときに用いる用地調査点検等技術業務費積算基準について、下記のとおり、一部改正することとしましたのでお知らせします。

記

1 改正内容

別添新旧対照表及び改正後全文のとおり

2 適用

県土整備部が発注する用地調査点検等技術業務委託のうち、令和8年4月1日以降に予算執行伺の決裁を受ける業務から適用します。

3 問合せ先

宮崎県県土整備部用地対策課用地指導担当（電話：0985-26-7174）